

議案第98号

動産の取得について

下記動産を取得するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

沼田市長 横山 公一

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する動産 | 学習者用コンピュータ |
| 2 | 契約方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 139,390,977円 |
| 4 | 契約の相手方 | 高崎市高松町3
東日本電信電話株式会社群馬支店
支店長 徳永 健太郎 |

(議案第98号 参考資料)

取得する動産 学習者用コンピュータの内訳

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 児童生徒用 | 3,261台 |
| (2) 普通教室用 | 138台 |